

## 地方職員共済組合広島県支部メニュー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方職員共済組合広島県支部の組合員（以下「組合員」という。）が、福祉の増進を図るため、自主的に行う活動を支援する事業（以下「メニュー事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象期間)

第2条 助成の対象期間は、各年度の4月1日から3月31日までとする。

(メニュー事業の内容等)

第3条 メニュー事業は、組合員及びその家族（組合員の配偶者、子ども、親及び被扶養者をいう。以下同じ。）が実施する活動に対し、次の各号のメニューに応じて別表に定めるところにより、助成金を交付する方法により実施する。ただし、第1号の事業及び第2号の事業は、併用できないものとする。

(1) 自己啓発等メニュー事業

ア 自己啓発

イ 社会貢献

ウ 育児・介護等支援

(2) 健康増進等メニュー事業

ア 健康増進

イ 文化活動

ウ レクリエーション活動

(交付制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付は行わないものとする。

(1) 前条に規定する事業が公務によるものであるとき。

(2) 前条に規定する事業に組合員本人が参加しないとき。

(3) 虚偽の申請等不正な行為があったと認められるとき。

(助成金の交付手続)

第5条 組合員に交付する助成金の上限枠は、次のとおりとする。なお、助成金は別表に記載されたメニューごとの助成対象経費の100円未満の端数を切り捨てた額とする。

(1) 自己啓発等メニュー事業 5,000円

(2) 健康増進等メニュー事業 4,000円

2 組合員が助成金の交付を受けようとするときは、メニュー事業助成金請求書（様式第1号又は様式第2号）に領収書等を添付し、支部長に請求するものとする。

3 前項の請求は、第2条に定める対象期間につき2回以内とし、2月末日までに行うものとする。ただし、2月1日から3月31日までの間の活動によるものについては、翌年度の4月10日までに行うものとする。

4 組合員は、メニュー事業助成金請求台帳（様式第3号）により、交付を受けた助成金を管理するものとする。

5 第2条に定める対象期間中に実施した事業に係る助成金が上限枠に満たない場合でも、当該差額は次年度の上限枠への繰越はできないものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に支部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月23日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## メニュー事業の内容及び助成対象経費等

## (1) 【自己啓発等メニュー事業（年間上限枠5,000円）】

メニュー	趣 旨	コード	内 容	対 象 者	助成対象経費	添付書類
自己啓発	組合員の資格取得等の自己啓発活動を支援する。 ※3	0101	簿記検定・英語検定・データベース検索技術者など各種資格を取得又は更新する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員	資格試験の受験料・更新料	領収書
		0102	通信教育講座、大学で行われる公開講座、放送大学の科目履修等を受講する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員	講座等の受講料	領収書
		0103	教養・文化教室、学会、各種講座・セミナー等を受講する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員	講座等の受講料	領収書等 ※4
社会貢献	組合員の行う社会貢献活動を支援する。	0201	ボランティア活動に参加する組合員に対し、参加に要した費用について助成金を交付する。	組合員	参加旅費・宿泊費・参加料	領収書及び証明書※5
育児・介護等支援	組合員の行う育児活動を支援する。 組合員の行う介護活動を支援する。	0301	チャイルドシートを購入（又はリース）する組合員、未就学児の一時的な保育サービスを利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員	チャイルドシート購入費又はリース料・未就学児の一時的な保育サービスの利用料	領収書
		0302	介護保険法及び障害者自立支援法上の居宅サービス又は施設サービスを利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員	居宅サービス、施設サービスの利用料	領収書

## (2) 【健康増進等メニュー事業（年間上限枠4,000円）】

メニュー	趣 旨	コード	内 容	対 象 者	助成対象経費	添付書類
健康増進	組合員の健康増進のための活動を支援する。	0601	スポーツ教室を受講する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員及び家族	スポーツ教室の受講料	領収書
		0602	スキーリフト券等、自転車レンタル、テニスコート、プール等のスポーツ施設を利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員及び家族	スポーツ施設の利用料	領収書
		0603	市民マラソン大会など各種スポーツ大会に参加する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員及び家族	大会の参加料	領収書
		0604	スーパー銭湯、温泉施設等の健康施設を利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員及び家族	健康施設利用料	領収書
文化活動	組合員の芸術文化鑑賞等の文化活動を支援する。	0701	映画、美術、演劇、コンサート等芸術・文化・芸能に関するイベントを鑑賞する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員及び家族	入場料等	領収書・チケット半券等
		0702	テーマパーク、博物館、水族館、動物園、植物園、名勝・旧跡等文化等に関する施設を利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員及び家族	入館料等	領収書・チケット半券等
レクリエーション活動	組合員の行うレクリエーション活動を支援する。	0801	国、県及び他の地方公共団体が主催又は共催するイベントに参加する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員及び家族	イベントの参加料	領収書
		0802	海外旅行を行う組合員に対し、その準備費用について助成金を交付する。	組合員及び家族	パスポート取得費用、旅行保険料	領収書
		0803	プロスポーツ等の公式戦を観戦する組合員に対し、助成金を交付する。（プロ野球、プロサッカー、プロゴルフ等）	組合員及び家族	球場・競技場の入場料・観戦料	領収書・チケット半券等
		0804	宿泊施設（宿泊施設利用助成の申請したものを除く。）を利用する組合員に対し、助成金を交付する。	組合員及び家族	宿泊料（交通費・飲食代は除く）	領収書

※1 各メニューにおいて、「受講料」には、教材・入会金を含み、機器購入費を含まない。

※2 各メニューにおいて、「領収書」には、銀行振込帳票等を含む。

※3 自己啓発メニューにおいて、広島県がその経費の一部を負担しているものは含まない。

※4 教養・文化教室、学会、各種講座・セミナー等受講助成(0103)において、費用が学会年会費のみの場合は、学会会員としての活動への参加など、自己啓発活動が確認できる書類を併せて提出する。

※5 ボランティア活動等参加費用助成(0201)において、「証明書」とはボランティア活動等参加が確認できる書類とする。

※6 自己啓発等メニュー事業及び健康増進等メニュー事業の併用はできない。

※7 組合員が参加しない家族のみの活動は対象とならない。

## メニュー事業助成金請求書

氏名及び職員番号				

事業実施年度	

実施した事業 (メニュー名)	メニュー コード	助成対象経費 (円)	請求金額 (円)	備 考
	0		0 0	
	0		0 0	
	0		0 0	
	0		0 0	
	0		0 0	
請 求 合 計			0 0	

上記のとおり請求します。

地方職員共済組合広島県支部長 様

年 月 日

請求者 所 属  
所属コード  
氏 名

- 1 領収書・レシート・チケットの半券（原本）は、裏面に貼付してください。
- 2 請求金額は、助成対象経費の額の100円未満の端数を切り捨てた金額を記載してください。
- 3 コードが同じメニューは、ひとつにまとめて請求してください。

メニュー事業助成金請求書（第2回目）

氏名及び職員番号				

事業実施年度	

実施した事業 (メニュー名)	メニュー コード	助成対象経費 (円)	請求金額 (円)	備 考
	0		00	請求累計額
	0		00	
	0		00	
	0		00	
	0		00	
第 1 回 目 請 求 合 計			00	
第 2 回 目 請 求 合 計			00	

上記のとおり請求します。

地方職員共済組合広島県支部長 様

年 月 日

請求者 所 属  
所属コード

氏 名

- 1 領収書・レシート・チケットの半券(原本)は、裏面に貼付してください。
- 2 請求金額は、助成対象経費の額の100円未満の端数を切り捨てた金額を記載してください。

様式第3号

## メニュー事業助成金請求台帳

氏名及び職員番号				

事業実施年度	

(円)

助成金請求済額	助成金額	累計額 ①
第1回目請求合計		
第2回目請求合計		

(円)

上限枠 ②		
-------	--	--

- 1 組合員が上限枠を管理するための台帳ですので、組合員自身が記載してください。
- 2 (②上限枠－①累計額) が請求可能金額となります。